

令和 7 年度和歌山県内部統制評価報告書

和歌山県知事宮崎泉は、地方自治法第 150 条第 4 項の規定による評価を行い、同項に規定する報告書を次のとおり作成しました。

1 内部統制の整備及び運用に関する事項

和歌山県知事宮崎泉は、和歌山県の内部統制の整備及び運用に責任を有しており、和歌山県においては、「地方公共団体における内部統制制度の導入・実施ガイドライン」（平成 31 年 3 月総務省公表。以下「ガイドライン」という。）に基づき、「和歌山県内部統制基本方針」（令和 2 年 3 月 31 日）を策定し、当該方針に基づき財務に関する事務並びに適正な管理及び執行を確保する必要がある事務（以下「対象事務」という。）に係る内部統制体制の整備及び運用を行っております。

なお、内部統制は、内部統制の各基本的要素が有機的に結びつき、一体となって機能することで、その目的を合理的な範囲で達成しようとするものであります。このため、内部統制の目的の達成を阻害する全てのリスクを防止し、または、当該リスクの顕在化を適時に発見することができない可能性があります。

2 評価手続

和歌山県においては、令和 7 年度を評価対象期間とし、令和 8 年 3 月 31 日を評価基準日として、ガイドラインの「Ⅳ 内部統制評価報告書の作成」に基づき、対象事務に係る内部統制の評価を実施いたしました。

3 評価結果

上記評価手続のとおり、ガイドラインに規定する評価作業を実施した限り、和歌山県の対象事務に係る内部統制は評価基準日において有効に整備及び評価対象期間において有効に運用されていると判断いたしました。

4 不備の是正に関する事項

今回の評価において、制度整備上の重大な不備は把握されていません。

また、実際に発生した運用上の不適正な事項についても、結果として大きな経済的・社会的不利益を生じさせた、重大な不備は把握されていません。

しかしながら、重大な不備とまでは言えないものの、診療報酬関係業務において、診療報酬の加算要件を満たしていないにもかかわらず、加算された診療費を患者等に請求するという、県の信用に一定の影響を及ぼしかねない事項が発生していた状況を把握しました。本件については、患者等に返金を進めるとともに、再発防止策として、外部講師による職場での研修を実施したほか、令和 8 年度からは施設基準の遵守状況の確認を外部委託することとしております。

今後はこうした不備の再発を防ぐため、適正な事務の執行についての周知・徹底及びチェック機能の強化に努めます。

令和 8 年 7 月 3 日 和歌山県知事 宮 崎 泉